

出訴期間、行政不服審査との関係

(百選「Ⅱ-188」～「Ⅱ-192」)

問題 001

自作農創設特別措置法にいう「処分のあったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法によち処分の存在を現実を知った日を指すものであって、抽象的な知り得べかりし日を意味するものでない。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-188)

問題 002

自作農創設特別措置法にいう「処分のあったことを知った日」について、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定することはできない。

002 解答：誤り
推定できるとした。(Ⅱ-188)

問題 003

自作農創設特別措置法にいう「処分のあったことを知った日」について、原告が主張する期間不在であったことを裁判所が認定したことは、その不在の期間原告自身は不服申立てがあったことを現実には知らなかったことを認定した趣旨であるとしなければならない、しかるに裁判所が法文上処分のあったことを知ったか否かを問わないものと解し、原告の請求を不適法なものとして却下することは、法令の重要な解釈を謝った違法があったものといわねばならない。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－188)

問題 004

所得税の更正処分および過少申告加算税の賦課処分に対する審査請求がされその裁決があった場合の出訴期間は、その裁決があったことを知った日又は裁決の日から起算すべきである。

004 解答：誤り

裁決があったことを知った日又は裁決の日から起算すべきこととする合理的理由はないとした。(Ⅱ－189)

問題 005

所得税の更正処分および過少申告加算税の賦課処分に対する異議申立てを棄却する旨の税務署長の決定の取消しを求める訴えについての出訴期間は、本件異議申立てに対する決定のあったことを知った日又は決定の日から、これを起算すべきものである。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－189)

問題 006

訴えの変更についての出訴期間の遵守の有無は、特段の事情があるときを除き、当初の訴えの提起の時に提起されたものとしなければならない。

006 解答：誤り

当初の訴えの提起の時ではなく、訴えの変更の時を基準として決しなければならないとした。(Ⅱ－190)

問題 007

土地改良法に基づく換地処分について、その前提としてなされた一時利用地指定処分が、本件土地を将来本件従前地の換地とすることを予定し、実質上本件換地処分がなされたと同様の使用収益関係を本件土地上に設定した処分であるとき、本件一時利用地指定処分の取消しを求める訴えを本件換地処分の取消しの訴えに変更した場合の出訴期間の関係においては、本件一時利用地指定処分の取消しの訴えの提起の時からすでに提起されていたものと解すべきである。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－190)

問題 008

所得税の更正処分および過少申告加算税の賦課処分に対する不服申立てについて、国税庁長官又は国税局長が謝って不適法として却下した場合には、却下の決定であっても審査の決定にあたりと解し、訴えを提起することができる。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－191)

問題 009

所得税の更正処分および過少申告加算税の賦課処分に対する不服申立てについて、税務署長が証拠書類を提出するよう補正を命じたにもかかわらず補正命令に応じない場合には、本件提出なき故をもって却下することができる。

009 解答：誤り

本件提出命令は、かかる書類があれば提出せよという趣旨と解すべきであり、本件提出なき故をもって却下することはできないとした。(Ⅱ－191)

問題 010

農地買収計画処分についての訴願を棄却した裁決に対して、買収計画処分及び裁決を受けた者から買収計画処分の違法であることを理由に裁決取消しの訴えが提起され、右訴えについて買収計画処分の違法を理由として裁決を取り消す判決がされ、右判決が確定したときであっても、その買収計画処分の違法であることが確定して右処分の効力が失われるものではない。

010 解答：誤り

裁決を取り消す判決が確定したときは、買収計画処分の違法であることが確定して右処分は効力を失うとした。(Ⅱ－192)

問題 011

原処分の違法を理由とする裁決取消しの訴えは、実質的には原処分の違法を確定してその効力の排除を求める申立てにほかならないのであり、右訴えを認容する判決も裁決取消しの形によって原処分の違法状態を排除し、右処分により権利を侵害されている者を救済することをその趣旨としていると解することができる。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－192)